

新	旧	備考
<p data-bbox="208 172 855 201">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p data-bbox="465 272 954 347">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00072 最終改正 平成 21 年 <u>3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="109 464 954 730">この規程は、「貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条（特約書附帯別表第 2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙 1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p data-bbox="517 802 546 826">記</p> <p data-bbox="118 948 327 971">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="136 995 954 1310">(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）又は契約金額が 5 0 0 億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約については、この限りでない。</p> <p data-bbox="112 1334 309 1358">(2)から(6) （略）</p> <p data-bbox="118 1382 248 1406">2. （略）</p>	<p data-bbox="1077 172 1724 201">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p data-bbox="1335 272 1823 347">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00072 最終改正 平成 21 年 <u>2 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="978 464 1823 730">この規程は、「貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条（特約書附帯別表第 2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙 1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p data-bbox="1386 802 1415 826">記</p> <p data-bbox="987 948 1196 971">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1005 995 1823 1310">(1) 国際的取決め等に基づく基準に適合しない輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）又は契約金額が 5 0 0 億円を超える貸付契約については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した貸付契約については、この限りでない。</p> <p data-bbox="981 1334 1178 1358">(2)から(6) （略）</p> <p data-bbox="987 1382 1120 1406">2. （略）</p>	

<p><u>附 則〔平成 21 年 3 月 25 日〕</u> <u>この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>別紙 1 以下 (略)</p>	<p>別紙 1 以下 (略)</p>	
--	--------------------	--